

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 愛恵会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市瀬戸越4丁目2番15号
- (3) 設立認可年月日 昭和27年 9月19日
- (4) 設立登記年月日 昭和27年10月 9日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	森田 武東	平戸愛恵病院管理者
常務理事	森田 武伯	佐世保愛恵病院管理者
理 事	中島 恵子	
同	森田 武宏	
同	森田 真帆	
同	森田 真理子	
監 事	森田 壽郎	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	佐世保愛恵病院	長崎県佐世保市瀬戸越4丁目2-15	一般病棟 床 療養病棟 床 (医療保険 床) (介護保険 床) 精神病棟 219床
	平戸愛恵病院	長崎県平戸市田平町野田免 202	一般病棟 床 療養病棟 床 (医療保険 床) (介護保険 床) 精神病棟 120床
診療所	該当なし		
介護老人 保健施設	該当なし		

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 5月 25日 令和2年度の決算の承認及び理事の改選

令和 4年 3月 24日 令和4年度予算の承認

平成 年 月 日

平成 年 月 日

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

平成 年 月 日

平成 年 月 日

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成 年 月 日

平成 年 月 日

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

法人名 医療法人 愛恵会 ※医療法人整理番号
 所在地 長崎県佐世保市瀬戸越4丁目2番15号

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	398,275	I 流動負債	87,602
現金及び預金	114,680	買掛金	16,758
事業未収金	274,915	短期借入金	12,800
たな卸資産	7,267	未払金	42,366
前渡金		未払費用	2,099
前払費用	259	未払法人税等	121
貸倒引当金	-1,600	未払消費税等	
その他の流動資産	2,753	前受金	
		預り金	1,624
II 固定資産	1,838,016	前受収益	
1 有形固定資産	1,703,275	その他の流動負債	11,835
建物	1,229,051	II 固定負債	852,736
構築物	16,264	長期借入金	852,736
医療用器械備品	368	退職給与引当金	
その他の機械備品	9,018	その他の固定負債	
車両及び船舶			
土地	448,574	負債合計	940,338
建設仮勘定			
その他の有形固定資産		純資産の部	
2 無形固定資産	1,646		
地上権	400	I 出資金	
ソフトウェア	572	II 積立金	1,295,953
その他の無形固定資産	674	施設改善積立金	945,477
3 その他の資産	133,095	設立等積立金	399,511
有価証券	424	繰越利益剰余金	-49,035
保険積立金	85,475	III 評価・換算差額等	
その他の固定資産	47,196	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	1,295,953
資産合計	2,236,291	負債・純資産合計	2,236,291

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

中務(表)
 2022.03.31
 検査完了

法人名 医療法人 愛恵会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市瀬戸越4丁目2番15号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,777,130,127
2 事業費用		1,834,541,072
本来業務事業損失		-57,410,945
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		-57,410,945
II 事業外収益		
受取利息	301,369	
その他の事業外収益	54,112,025	54,413,394
III 事業外費用		
支払利息	4,196,735	
その他の事業外費用	9,669,699	13,866,434
経常損失		-16,863,985
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	1,680,000	1,680,000
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		0
税引前当期純損失		-15,183,985
法人税・住民税及び事業税		121,000
法人税等調整額		
当期純損失		-15,304,985

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 愛恵会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市瀬戸越4丁目2番15号

財 産 目 録
(令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	2,236,291 千円
2. 負 債 額	940,338 千円
3. 純 資 産 額	1,295,953 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	398,275
B 固 定 資 産	1,838,016
C 資 産 合 計 (A+B)	2,236,291
D 負 債 合 計	940,338
E 純 資 産 (C-D)	1,295,953

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

2525

法人名 医療法人 愛恵会
 所在地 長崎県佐世保市瀬戸越4丁目2番15

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

購入金額は近隣相場による

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 愛恵会
理事長 森田 武東 殿

私は、医療法人愛恵会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月21日

医療法人 愛恵会

監事 森田 壽郎